

令和8年度盛岡市立小学校遊具保守点検業務委託 仕様書

- 1 件 名 令和8年度盛岡市立小学校遊具保守点検業務委託
- 2 目 的 本業務は、盛岡市立小学校の遊具施設を専門的な立場から点検し、利用者の安全に供することを目的とする。
- 3 対象施設 別紙「遊具保守点検業務委託対象施設」のとおり。
- 4 点検回数 1回とし、実施日時は受注者と施設管理者が協議して定めるものとする。
- 5 業務内容

(1) 点検業務

- ア 点検は、劣化診断を中心に行い、遊具施設の破損の有無、耐久性の度合い、固定部、可動部及び支柱等の危険性の有無、並びに塗装状態（腐食防止、美観保持、危険性等の観点による）について点検を行うこと。
- イ 点検の判定基準及び内容は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）平成26年6月 国土交通省」、「遊具の安全に関する規準（J P F A－S P－S：2024）令和6年4月 一般社団法人 日本公園施設業協会」に基づくものとする。
- ウ 点検が完了した遊具には、点検済シールを貼ること。
- エ 点検の結果、使用を中止する必要がある遊具があった場合は、直ちに発注者及び対象施設の管理者にその内容を報告すること。また、当該遊具をバリケード、ロープ、ネット、シート等で使用できないようにし、当該遊具の使用を禁ずる旨明示すること。
- オ 遊具とその他の施設の離隔等、専門的な見地から指摘事項がある場合は、報告書に記載すること。

(2) 保守業務

- ア 消耗・脱落部品（ボルト、ナット及び割ピン等）の交換、可動箇所ของ 그리스アップ、亀裂部分のコーキング、錆落とし、塗装及び溶接等の軽微な補修を点検時に併せて実施すること。
なお、交換する部品は、新設時に使用されていた部品と同等のものを使用すること。
- イ 修繕が必要な遊具について、上記アで対応できない場合は、発注者に対し対応策を提案すること。

6 業務報告

報告書について、次の書類を作成し、ファイルに綴ったものを2部提出すること。また、作成した電子データを併せて提出すること。

- (1) 点検結果一覧表（別紙「点検結果一覧表（参考）」を参考に、点検結果一覧表を作成すること。）
- (2) 点検補修報告書（別紙「点検補修報告書作成要領」に基づき、対象施設毎に作成すること。）
- (3) 点検表（「遊具の安全に関する規準（J P F A－S P－S：2024）令和6年4月 一般社団法人 日本公園施設業協会」における定期点検表を準用し、遊具毎に作成すること。）
- (4) 点検写真台帳
- (5) 遊具配置図

7 その他

- (1) 各遊具における点検業務は、公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士の資格者各1名以上を含む2名以上で実施すること。
- (2) 点検表等の作成は、公園施設製品安全管理士の資格者が行うこと。
- (3) 仕様書等に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、両者協議の上決定するものとする。